

基本目標Ⅱ

あらゆる分野への男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現には女性も男性も、家庭、地域、職場などのあらゆる分野に自分の意思で主体的に参画し、対等なパートナーとして社会を築いていくことが必要です。

しかしながら、地域社会での日常的な活動や家庭の中の担い手は女性が多いにもかかわらず、実際には女性の意思方針決定過程への参画の機会は少なく、政策・方針決定などは依然として男性中心で行われているのが現状です。今後は方針決定の場に女性を積極的に登用し、参画を推進していくことが重要であり、審議会等の委員や行政関係をはじめ、事業所や民間団体、地域組織などあらゆる分野の意思決定過程に女性が参画していくことが望まれます。

また、燕市では共働きの家庭が多く、女性が働きながら家事・育児・介護などの負担を負っています。男女が共に仕事と家庭を両立させるために、男性の積極的な家庭生活への参画が必要です。男性の働き方の見直しなどと共に、働く女性の労働条件の改善や、女性の意欲と能力が発揮される環境づくりが大切です。

さらに、男女平等の問題は世界的な課題として取り組まれてきています。世界の女性たちの活動や生活にも目を向け、国際的な視野から広く男女共同参画の問題を捉えていくことも大切です。市内で暮らす外国人の増加や、海外との姉妹都市提携などにより国際交流の機会も増えてきた中で、国際理解の分野でも男女が共に参画していくことが求められています。

方針

① 政策等の立案及び計画への女性の参画の推進

さまざまな政策の立案や計画の推進の場において、女性の意見を反映させる環境づくりに努めます。

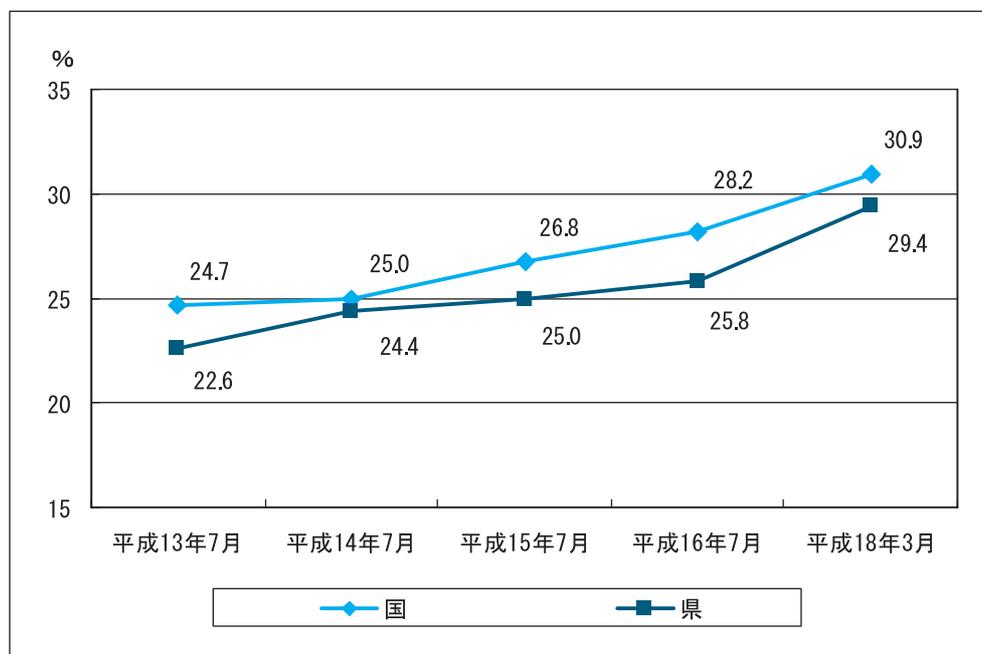
□現状と課題

本市における女性の各種審議会委員会等委員の割合は20.2%（平成18年10月1日現在）で、決して高いとはいえません。

女性の参画を推進するためには、人材の発掘や育成を進めながら、意思決定機関における女性の比率の目標を定めたり、公募方式を導入したりするなどの工夫が必要です。そして、市の政策決定は一人ひとりの市民生活に大きな影響を与えることから、市職員についても、性別にとらわれない人事配置や職務内容となるよう配慮し、職員の意識改革を進めていく必要があります。

今後は男女共同参画社会実現のために、事業所・各種団体・地域組織などにおいても、女性の積極的な参画を促進するように要請し啓発していく必要があります。

審議会等における女性委員の割合の推移



(資料：新潟県男女平等社会推進課調査、内閣府男女共同参画局調査)

【指標目標5】 各種審議会等における女性委員の割合

指標の説明	市の附属機関等の委員で女性が占める割合
現状値 (平成18年度)	平成18年 地域振興課調べ(平成18年10月1日現在) 20.2%
目標値 (平成23年度)	35%以上



施 策	説 明	
1. 市の各種審議会等への女性の参画	各種審議会等における女性の参画を推進します。	
	(1) 女性委員の登用率向上のための所管課への指導	行 政 課
	(2) 女性委員選任状況の定期的な調査と公表 (3) 委員の公募方式の導入	地 域 振 興 課 地 域 振 興 課 (関係各課)
	(4) 女性の人材発掘と人材育成事業の推進	地 域 振 興 課
2. 社会の各分野における女性の参画推進	あらゆる分野に女性が参画し、その意見が反映されることの大切さを啓発します。	
	(1) 事業所の事業主等への啓発	商 工 振 興 課
	(2) まちづくり協議会や自治会役員等地域組織への啓発	行 政 課 地 域 振 興 課
	(3) 社会教育団体・グループへの啓発	社 会 教 育 課
	(4) 農業関係団体への啓発 (5) 各種団体への啓発	農 政 課 地 域 振 興 課

方針

② 男女の社会生活・家庭生活の両立支援

男女が共に社会や家庭においてバランスをとりながら働ける環境づくりを進めます。

□現状と課題

市民意識調査によると、「女性が働き続けるために必要なこと」については、「育児休業制度の充実」(73.1%)が最も多く、次いで「結婚、出産、育児、介護のために退職した職員の再雇用制度の充実」(62.1%)、「女性が働くことに対する家族や周囲の理解と協力」(59.1%)、「育児施設などの整備」(49.7%)、「介護休業制度の充実」(45.0%)の順となっています。

この調査結果から、働く女性にとって家庭と仕事の両立を図ることは、大きな課題となっています。この課題を解決するために、一人ひとりが育児や介護は女性がするものという固定観念を解消しながら、男性が女性と共に家事・育児・介護などへ積極的参画し、いっしょに家庭内の責任を担っていくことが求められます。

男女が安心して働き続けるためには、子育てや介護を地域で支援していく意識啓発や、行政においては保育・介護サービスなどの支援体制の整備・充実を図ると共に、事業所に対する育児・介護休業制度(※)の普及・啓発活動を進め、労働環境を整備していくことが重要です。

さらに、誰もが心豊かな生活をおくるために、趣味やスポーツ、学習、ボランティア活動なども大切です。男女共に生涯学習の機会が保障され、地域活動に参加できるゆとりのある社会が望まれます。

※ 育児・介護休業制度

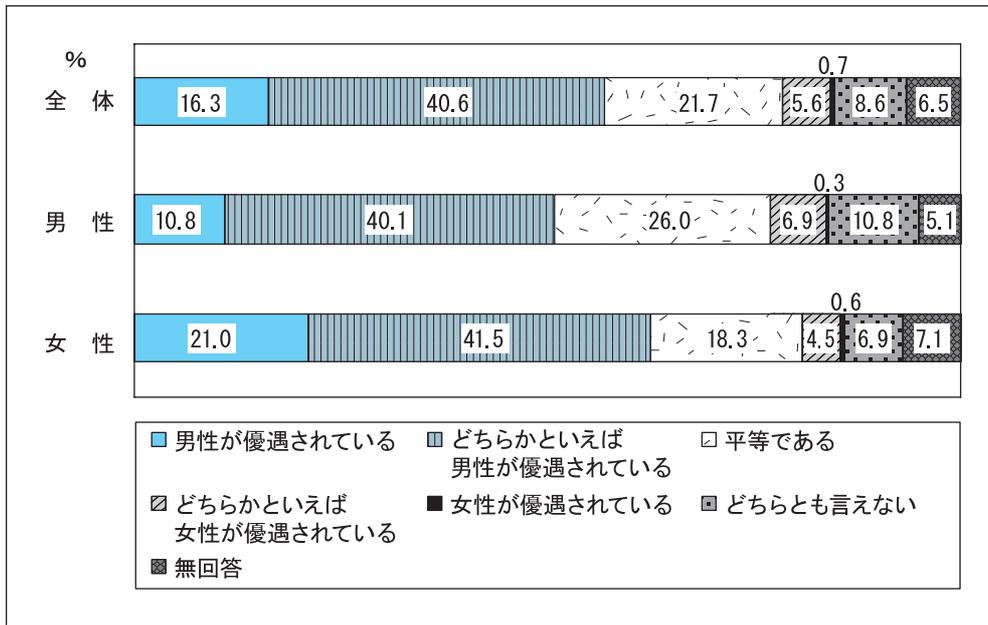
《育児休業制度》

子どもを養育する労働者が育児のために退職することなくその能力を有効に発揮することを確保するため、一定期間休業することができる制度。

《介護休業制度》

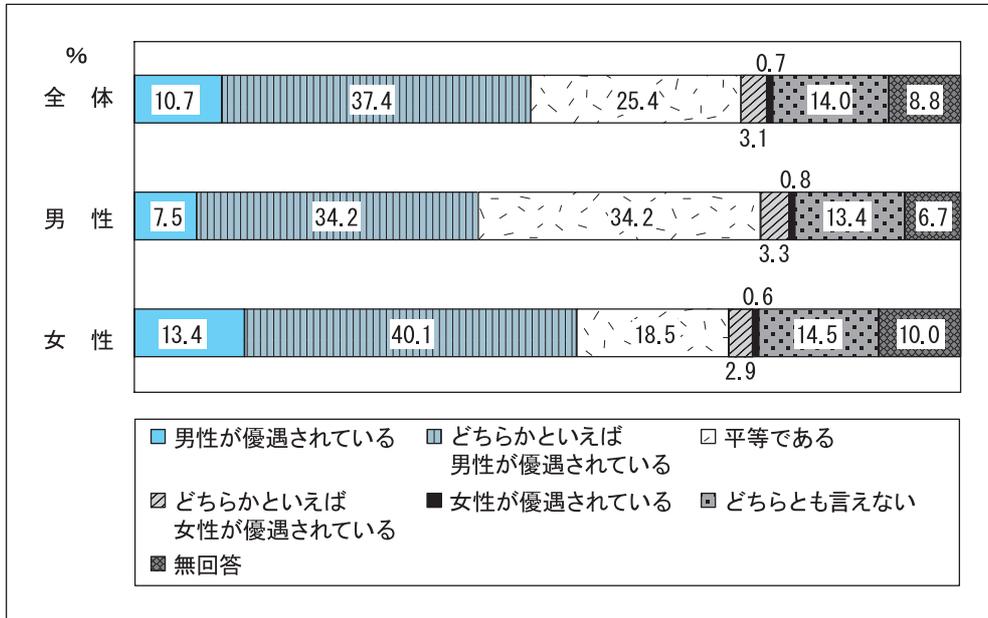
介護を要する家族を抱える労働者が退職することなくその能力を有効に発揮することを確保するため、一定期間休業することができる制度。

「家庭の中で」平等になっていると思う人の割合



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査)

「地域社会の中で」平等になっていると思う人の割合



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査)

【指標目標6】 「家庭の中で」平等になっていると思う人の割合

指標の説明	家庭において、平等になっていると思う市民の割合
現状値 (平成18年度)	平成18年度 市民意識調査 全体・・・21.7% 男性・・・26.0% 女性・・・18.3%
目標値 (平成23年度)	40%以上

【指標目標7】 「地域社会の中で」平等になっていると思う人の割合

指標の説明	地域社会において、平等になっていると思う市民の割合
現状値 (平成18年度)	平成18年度 市民意識調査 全体・・・25.4% 男性・・・34.2% 女性・・・18.5%
目標値 (平成23年度)	45%以上

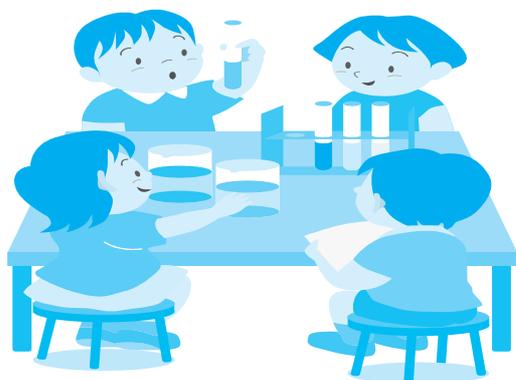


施 策	説 明	
1. 家庭生活における男女共同参画の推進	男女が共に家事・育児・介護を担い、協力して家庭を築く環境づくりを推進します。	
	(1) 男女の固定的な役割分担意識是正のための啓発 (2) 家庭教育のための学習会の充実 (3) 家族的責任条約についての啓発	地域振興課 社会教育課 地域振興課
2. 地域生活における男女共同参画の推進	男女が共に地域活動に対等な立場で参画できる環境づくりを推進します。	
	(1) 地域活動における男女共同参画推進のための啓発 (2) 団体活動の情報収集と提供及びネットワークづくりへの支援	地域振興課 地域振興課 社会教育課 スポーツ振興課
3. 就労支援制度の整備と普及の推進	男女が能力を十分に発揮でき働きやすい職場環境づくりを推進します。	
	(1) 労働の場における母性保護についての啓発 (2) 育児・介護休業制度の普及と啓発 (3) 企業における労働時間短縮の周知定着の促進	商工振興課 商工振興課 子育て支援課 商工振興課
4. 保育サービスの充実	仕事と家庭の両立のため子育てをしやすい環境を整備します。	
	(1) 延長・早朝・乳児・障がい児・一時・特定保育の充実 (2) 病後児保育の実施	子育て支援課 子育て支援課

※ 家族的責任条約

「女子差別撤廃条約」の理念に立ち、男女労働者が差別を受けることなく、育児や介護などの家族的責任を担うこと。

施 策	説 明	
5. 児童の健全育成のための支援体制の整備	安心して子育てができる体制づくりを支援・推進します。	
	(1) 児童クラブの充実 (2) こどもの森、児童館の機能の充実 (3) なかまの会の機能の充実	子育て支援課 子育て支援課 社会教育課
6. 介護者を支援する施策の充実	介護にかかわる環境の整備を推進します。	
	(1) 介護保険事業の推進 (2) 施設整備事業の推進 (3) 在宅福祉サービスの充実	福 祉 課 福 祉 課 福 祉 課



方針

③ 幅広い産業分野における女性の就業環境の整備

働く場において、女性が働きやすい環境づくりを進めます。

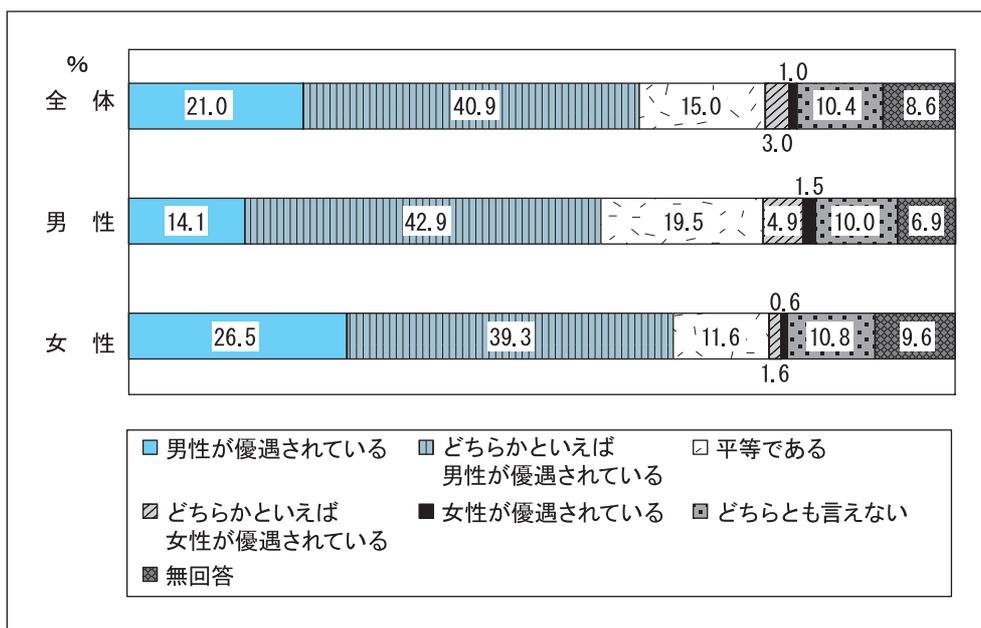
□現状と課題

市民意識調査によると、「職場の中における男女の地位の平等感」では61.9%の方が男性のほうが優遇されていると感じています。また、「働いている」方の中で職場における女性の差別については「不当に差別されていると思う」と回答した方は16.1%で、内容については「賃金・昇給・手当」が最も多く、次いで「昇進・昇格」、「仕事の内容や人事異動・配置」の順でした。

「男女雇用機会均等法」の改正をはじめ法律面では男女平等に関する様々な整備がなされてきましたが、実際には依然として男女の格差が存在しており、女性が働きやすい就業環境の整備が必要です。

また一方、商工業や農業などの自営業の多い当市においては、家庭内での男女共同参画の推進と共に職場においても男女が対等な関係で参画し、女性の労働が適正に評価されることが大切です。男性の意識向上と共に、女性自身も積極的に経営についての知識を習得し、意識の向上を図っていかねばなりません。また近年、経験などを生かした女性の起業が盛んになりつつありますが、これに対する支援も考えていく必要があります。

「職場の中で」平等になっていると思う人の割合



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査)

【指標目標8】「職場の中で」平等になっていると思う人の割合

指標の説明	職場において、平等になっていると思う市民の割合
現状値 (平成18年度)	平成18年度 市民意識調査 全体・・・15.0% 男性・・・19.5% 女性・・・11.6%
目標値 (平成23年度)	35%以上

【指標目標9】家族経営協定の締結農家数

指標の説明	家族経営協定(※)を締結している農家の数
現状値	平成18年 農政課調べ(平成18年3月31日現在) 26戸
目標値 (平成23年度)	45戸以上



※ 家族経営協定

農業経営を担っている世帯全員が話し合っ方針、労働報酬、休日・労働時間等を文書で取り決めること。

施 策	説 明	
1. 職場における男女平等の普及・啓発	職場における男女の機会均等と待遇確保の普及・啓発に取り組みます。	
	(1) 男女雇用機会均等法の普及・啓発	商工振興課
2. パートタイム労働者の労働条件向上のための各種制度の普及・啓発	パートタイムの労働条件向上のために、関係法令の周知と共に、職業紹介の情報提供を行います。	
	(1) パートタイム労働法・労働者派遣法などの内容の市民・企業などへの周知	商工振興課
	(2) パートバンク等の職業紹介についての情報提供	商工振興課
3. 働きやすい職場環境づくり	職場における男女平等を推進し、働きやすい職場環境を推進します。	
	(1) セクシュアル・ハラスメントの防止のための啓発	商工振興課 地域振興課
	(2) 労働基準法等の普及・啓発	商工振興課
	(3) (財)21世紀職業財団事業の支援・活用	商工振興課 地域振興課
4. 中途採用・再就職のための訓練機会の充実	中途採用、再就職を望む方が社会状況の変化に対応できる知識や技術を身に付けるための能力開発講座、職業情報等を提供します。	
	(1) 職業能力の開発・向上を図るため各種の講座情報、職業情報・資料等の収集・提供	商工振興課
5. 農業や自営業に従事する女性の就業環境の整備	農業や自営業において、女性が働きやすい環境づくりを推進します。	
	(1) 家族経営協定の推進と労働条件向上についての啓発	商工振興課 農政課
	(2) 関係機関との積極的な情報交換と連携	地域振興課 商工振興課 農政課

施 策	説 明	
6. 経営に対する女性の能力向上と参画意識の啓発	就業支援や、経営についての知識・技術取得の研修会を実施し、女性の意識向上を図ります。	
	(1) 生産経営の担い手としての知識・技術を習得するための研修会の実施	農 政 課
	(2) 女性の起業を支援する環境・条件の整備	商 工 振 興 課 農 政 課

方針

4 国際的視野に立った女性の参画の推進

男女共同参画に関する国際社会の課題と取り組みを理解し、市民レベルの国際理解・交流活動を進めます。

□現状と課題

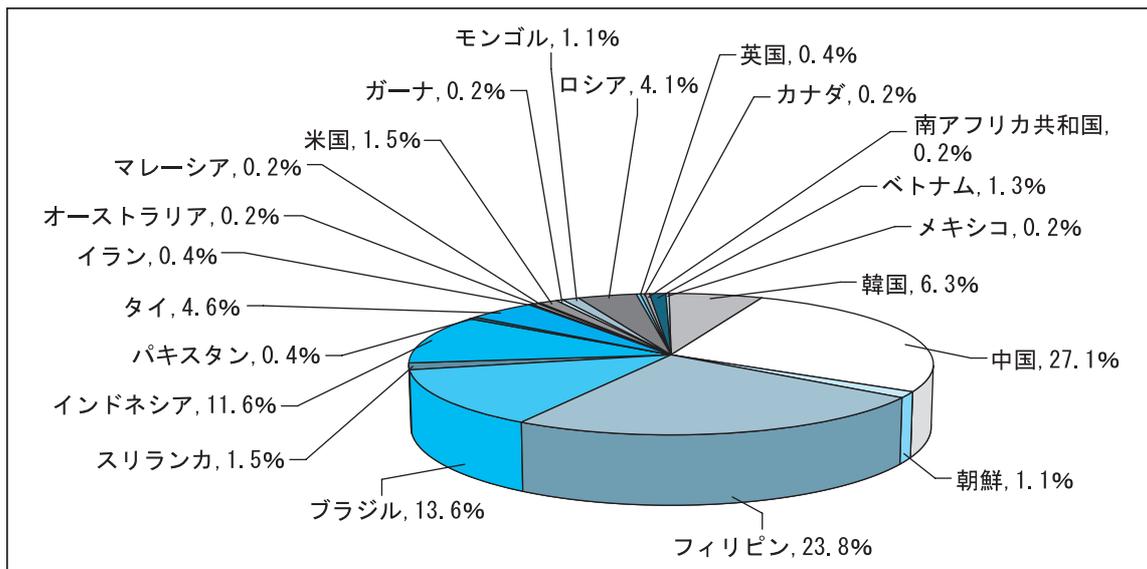
現代の政治・経済活動は世界的規模で動いています。多様な文化や価値観をもつ世界の人々と協調し、尊重しあうことは平和な社会づくりにとって重要なことです。

男女差別解消の取り組みは、世界の女性との協力と連帯ですすめられてきたものであり、政治・経済と密接な関係にあります。常に国際理解・協調の立場で男女共同参画を考えていくことが大切です。

また、当市では国際交流協会が関係事業を推進していますが、国際理解や交流・協力活動への女性の参画が求められています。

さらに、2006年3月現在、当市における外国人登録人口は459人で、中国・フィリピン・ブラジル・インドネシアなど21カ国の人々が暮らしています。そのうち女性は232人で50.5%となっています。今後、日常生活の中で外国人の方との交流が増えてくると思いますが、対等な関係の中で進めていくことが大切です。

燕市の外国人登録者数 459人



(資料：市民課 (H18. 3. 31現在))

施 策	説 明	
1. 国際理解及び交流の推進	男女共同参画に関する国際的な動きについて情報収集と提供を行い、国際理解を推進します。	
	(1) 国際理解のための情報の収集と提供	地 域 振 興 課
	(2) 国際交流協会の事業内容の充実 (3) 海外の女性の活動紹介	地 域 振 興 課 地 域 振 興 課
2. 国際交流団体等との連携の推進	国際交流団体等と連携・協力しながら国際理解と交流を進めます。	
	(1) 女性問題の視点による開発・環境・医療などに関する国際支援活動を行う市民団体等との連携	地 域 振 興 課
	(2) 国際交流協会との連携・協力	地 域 振 興 課
3. 在住・滞在外国人との相互理解と交流の促進	在住外国人が暮らしやすいまちづくりと市民レベルの交流を推進します。	
	(1) 在住・滞在外国人への情報の提供	地 域 振 興 課
	(2) 在住・滞在外国人との交流会の実施	地 域 振 興 課 学 校 教 育 課
	(3) 支援活動を行う市民団体等との連携と協力	地 域 振 興 課